

# 練馬区立豊玉中学校 いじめ対策

練馬区立豊玉中学校  
学校いじめ対策委員会

## どんないじめも見逃さない

- 1 いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行う。

### 【いじめ対策推進法 第2条】 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と

- ① 一定の人間関係にある他の生徒が行う
  - ② 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって
  - ③ 当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの をいう。
- なお、学校の内外を問わない。

- 2 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりする。

### 【学校いじめ対策委員会】 常任委員（校長・副校長・主幹教諭）

常任委員会は、基本的に毎週実施する。いじめアンケートや生活アンケートの実施状況や実施後の聞き取り状況や対応について情報を共有する。

緊急時には常任委員に加え、関連のあるすべての教職員を加えて臨時委員会を実施する。

## 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

- 3 「いじめ総合対策【第2次】」に基づき、いじめに関する研修を計画し、取り組む。

### 【いじめに関する研修】

- ① 「いじめ」の定義の確実な理解
- ② 「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認する
- ③ いじめ問題の解消に向けた組織的な取組
- ④ いじめを生まない環境づくり
- ⑤ いじめの未然防止に向けて関連を図る主な関係機関を確認する

- 4 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知する。

### 【学校いじめ対策委員会 職務内容】

- ① 未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処
- ② いじめアンケートと生活アンケートの実施
- ③ いじめ防止学習プログラムの実施（いじめ総合対策【2次】下巻参照）
- ④ いじめ問題解決のための教員研修の実施

学校は、いじめを早期発見・防止するために、アンケートを毎月行い、いじめ解消に努めている。

## 相談しやすい環境の中で、いじめから生徒を守り通す

- 10 生徒を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年3回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有する。

### 【いじめを把握するためのアンケート】

- ① いじめアンケートを年3回実施
- ② 生活アンケートを年8回実施
- ③ アンケートの結果は、学校いじめ対策委員会で掌握し、全職員で共有

- 11 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にするとともに、全員面接を含め、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有する。

### 【スクールカウンセラーとの連携】

- ① スクールカウンセラーが得た情報は記録し、担任や養護教諭・生活主幹教諭・管理職に伝える。
- ② 特別支援教育委員会は、スクールカウンセラーの勤務日の1時間目に設定し情報を共有する。
- ③ スクールカウンセラーによる全員面接は、1年生の入学直後から開始し夏休み前に終了する。
- ④ 全員面接の日程調整については1学年の教育相談担当（養護教諭）が行う。

## 生徒たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

- 12 「いじめ総合対策【第2次】」（学習プログラム）に基づき、いじめに関する授業を年3回以上実施する。

### 【いじめに関する授業（例）】

- ① いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成（道徳）  
4人組で、「見て見ぬふりをしてしまう理由」をテーマに「クリティカルシンキング」を行う。
- ② いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成（特別活動）  
4人組で、「自分らしさや友達のその人らしさ」をテーマに「ピア・サポート」を行う。
- ③ 望ましい人間関係の構築（特別活動）  
4人組で、「より良い学校づくり」をテーマに「ダイヤモンドランキング」を行う。
- ④ 規範意識の醸成（特別活動）  
4人組で、「SNS学校ルールの行動宣言」をテーマに「Taniman トレーニング」を行う。

- 13 どのような行為がいじめに該当するか、生徒が理解を深める取組を行う。

### 【アンケートのたびに「いじめ」の定義を生徒に伝える（例）】

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍する学校に在籍している生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 14 生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた指導が意図的・計画的に行われている。

### 【いじめ防止に向けた生徒会活動（例）】

- ① 生徒会役員・学級委員を中心とした取組の実施  
例 ・ 「いじめ撲滅宣言」の作成 ・ いじめ防止啓発作品（標語・ポスター等の作成）の作成
- ② 放送委員会  
例 ・ 友達にしてもらったうれしかったことの放送発表

## 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

- 15 学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、「いじめ」の定義や「学校いじめ防止基本方針」の内容を伝える。
- 16 いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝える。
- 17 SNS家庭ルールを作成等を通じた、家庭でのSNSの使い方の指導の協力を依頼する。

### 【保護者への周知の機会】

- ① 年度当初の保護者会
- ② 学校便り
- ③ ホームページ

## 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

- 18 学校のいじめ防止の取組について、地域・関係諸機関の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、「いじめ」の定義や「学校いじめ防止基本方針」の内容を伝える。

### 【地域・関係諸機関への周知の機会】

- ① PTA運営委員会
- ② 学校評議員会
- ③ 地域の生活指導連絡会

- 19 いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに教育委員会・警察等と情報を共有するなど、連携して対応する。